

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度定山溪地区観光関連施設に係る調整及び維持管理業務
発 注 課	経) 観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選 定 事 業 者	一般社団法人定山溪観光協会
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>一般社団法人定山溪観光協会は、定山溪の宣伝紹介及び観光資源の開発を行い、併せて地域と連携し文化の向上と産業の振興を図り、観光の健全な発展に寄与することを目的として設立された組織であり、定山溪のエリアマネージャーとして観光振興の中核を担っている。</p> <p>当該業務の維持管理場所である二見公園、二見の足湯、太郎の湯などは、定山溪の代表的な観光スポットであり、年間を通じて多くの観光客が訪れ、地元観光関連事業者が実施するイベント等にも活用されていることから、観光客や、地元観光関連事業者の要望をタイムリーに把握し、地元観光事業者らと調整・連携を図りながら、業務を遂行する必要がある。</p> <p>また、来訪者が安全かつ快適に施設を利用できるよう維持管理に努めることはもとより、当該施設が定山溪の観光スポットとして重要な位置づけにあることを理解し、観光客に対するおもてなしの心を常に意識しながら、業務を遂行することも求められる。</p> <p>さらに、雪割り、雪下ろし作業等については、降雪状況や安全状況を随時確認しながら、適切なタイミングで迅速に実施する必要がある。</p> <p>以上のことから、当該業務の受託者としては、定山溪地区に拠点を置き、地元観光関連事業者との関係を既に構築しており、地域の特性や環境を熟知している定山溪観光協会以外にないと判断し、地方自治法施行令第167定の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和6年3月25日